**２歳児・満３歳児クラスに在籍する園児に係る預かり保育料の補助申告書**

板橋区長殿

　　年　　月　　日

以下の要件を全て満たしており、預かり保育の補助について申告します。

1. 該当している要件にすべて✔をお付けください。

□　認定を申請する園児は私立幼稚園・私立認定こども園（幼稚園部分）の２歳児クラス（一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）実施園に限る。）若しくは満３歳児クラスに在籍（予定を含む）している。

□　板橋区へ「教育・保育給付認定申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書兼板橋区私立幼稚園等保護者補助金交付申請書（以下、「認定申請書兼補助金交付申請書」という。）」を提出済みである。若しくは本申告書と一緒に提出する。

□　保護者全員が「保育の必要性」の事由に該当する。

□　園児の保護者は区市町村民税課税世帯に該当している。

⇒　満たさない要件がある場合は、補助の対象外となります。すべて✔が入った方は②にお進みください。

1. 提出前にご確認ください

□　預かり保育も含めた補助対象期間の算定の開始日は、原則として要件を満たす日または申告書一式が板橋区学務課にて収受した日のどちらか遅い方となります。なお、算定期間は遡ることはできません。

□　本件の申告にあたり、保護者の方全員分の「保育の必要性」の事由が確認できる書類を添付する必要があります。ただし、教育・保育給付第３号認定を受けている方や直近３か月以内に学務課もしくは保育サービス課へ「保育の必要性」の事由が確認できる書類を提出されている方は省略ができる場合があります。該当の場合は、以下に✔し、提出した書類について記入してください。

□保護者１：　　　　　　　　（　月　日頃提出）　□保護者２：　　　　　（　月　日頃提出）

□　３歳児クラス（年少クラス）に進級されてからも引き続き預かり保育の補助を希望される場合は、１号認定から２号認定へ変更となるため、「認定申請書兼補助金交付申請書」及び「保育の必要性」の事由を確認できる書類を改めて提出する必要があります。

□　年に一度「保育の必要性」の要件の確認が必要です。認定を取られた時期や認定期間により、年２回以上、証明書類の提出をお願いする場合がございます。提出時期は該当する方に直接ご連絡します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所： | | |
| 保護者１氏名： | 保護者２氏名： | |
| 幼稚園名： | | |
| 園児氏名： | | 園児生年月日：　　　年　　　月　　　日生 |
| 園児氏名： | | 園児生年月日：　　　年　　　月　　　日生 |